

第三次中長期基本計画 評価実施要項（案）

1.趣旨

滋賀県立琵琶湖博物館は、「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画」（以下、「中長期計画」と言う。）の実施にあたり、使命や事業目標達成に向けて、計画が適切に進められるように館職員による自己評価を行うとともに、その結果に対して琵琶湖博物館協議会委員による外部評価を実施する。

2.評価の目的

(1)自己評価の目的

「中長期基本計画」で自らが定めた事業目標の達成に向けて重点事業を推進し、その進捗管理ならびに事業の妥当性・有効性について検証を行う。さらに中長期の観点から俯瞰的に事業目標の達成度をチェックし、次年度以降の運営や計画の見直しに活かす。博物館を成長・発展させ、現場改善が良好な環境で推進できるような「成長・発展型の自己評価」をめざす。

(2)外部評価の目的

琵琶湖博物館の使命は、県民や多様な主体と「ともに」に活動を推進し、価値や資源を共有・活用することであり、そこに当館らしさがあると自称している。そこで、当館の外部評価は、専門的かつ第三者の観点から行うのではなく、博物館と外部評価組織が協働・伴走型で「ともに」博物館運営の成長・発展をめざすために行うものとする。そのため、当館の外部評価は、多様なステークホルダー（関係者）で構成されている琵琶湖博物館協議会（館長の諮問機関）に委ねるものとする。

琵琶湖博物館の関係者の一員として、使命や事業目標達成に向けて具体的に実施している重点事業が有効であるか、計画や実施内容が妥当であるかなど、取組状況を協働者の立場からその方向性や進め方について評価と助言を行う。当館は、「協働・伴走型外部評価」をめざす。

3.評価の内容・方法

(1)自己評価について

①内容

- ・重点事業ごとに定めた年度ごとの達成目標（進めること）に対してどの程度実現できたかを自己診断するとともに、必要に応じて次年度以降の改善や見直しについて考察を行う。
- ・効果測定が必要なものはその結果を示し、その後の方向性を判断する。

②実施時期

- ・各年度終了後速やかに実施する。

③方法

- ・5年後、10年後の達成目標に対する該当年度の到達度を具体的な成果をもとに自己評価する。
- ・評価様式は自由記述とし、必要に応じて成果や判断基準となるものを示した参考資料（根拠資料）を添付する。

④事業の見直しと効果測定

- ・自己評価においては、各重点事業の方向性・進捗状況・効果を検討対象とし、必要に応じて事業の方向性や工程を随時修正する。また、社会状況などの外部環境や人員数や予算などの内部環境が変化した場合にも随時修正を行うものとする。
- ・事業内容に根本的な修正が必要と判断された場合、あるいははその事業をが終了した場合には、次の事業に成長・発展的に移行してもよい。
- ・中長期基本計画の中間にあたる5年目にはすべての重点事業を検証する。効果測定が必要な事業については、検証方法と検証スケジュールを定め、期限までに判断材料となり得るデータの取得に努める。

⑤内部評価の取りまとめ

- ・館長を座長とするマネジメント会議で取りまとめ、内部評価報告書を作成する。

(2)外部評価について

①内容

- ・琵琶湖博物館協議会を外部評価組織とし、館長から内部評価報告書に対する評価を諮問する。これを受け、協議会各委員が任命時の役割として想定されている分野のステークホルダーとして評価と助言を行う。

②実施時期

- ・実施は内部評価報告書の諮問により開始し、原則として5月から7月に行う。

③方法

- ・5月中に博物館より内部評価報告書を提出し、外部評価を諮問する。
- ・6月に内部評価報告書の説明会を行い、質疑応答を行った後、各委員から評価書を琵琶湖博物館協議会議長に提出する。この結果をもとに協議会議長を中心に外部評価報告書を作成し、館長あてに答申する。
- ・評価書は自由記述式とし、各委員の担当する分野からみた事業の進め方や効果や成果についての評価や助言を記載する。

④その他

- ・外部評価にあたっては観念的ではなく、現実に即した判断が求められるため、博物館の活動状況について詳しく知る機会が必要である。このため、10月に協議会を開催し館の活動の実際を紹介する機会を設ける。

4. 評価結果の活用と公開

(1) 評価結果の活用

- ・ 館職員は自己評価の結果を事業に反映し、常に最適化を図る。
- ・ 外部評価で示唆された疑問点や提案については前向きに検討し最適化に活かすように心がける。提案に対する検討結果の報告は10月の協議会にて事業説明の際に行う。

(2) 評価結果の公表

- ・ 内部評価及び外部評価の結果をマネジメント会議で取りまとめられた評価報告書は、滋賀県または琵琶湖博物館のホームページで公開する。